

(別紙3)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項の規定により
準用する第36条第3項各号の規定に該当しない旨の宣誓書

年 月 日

宮城県知事

殿

開設者

住所

氏名又は名称

私は、下記に掲げる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項の規定により準用する第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く。）の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項の規定により準用する第36条第3項各号の規定】（一部要約）

- 1 申請者が、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 2 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの（※）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
（※）児童福祉法、身体障害者福祉法、社会福祉法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法、介護保険法、精神保健福祉法など
- 3 申請者が、第68条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員又はその医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。
- 4 申請者が、第68条第1項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第40条の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 5 前号に規定する期間内に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第40条の規定による指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- 6 申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 7 申請者が、法人で、その役員等のうち1から6までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 8 申請者が、法人でない者で、その管理者が1から6までのいずれかに該当する者であるとき。